

長岡市の障害者福祉の状況について(令和4年度)

■身体障害者手帳所持者数

R5.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	65	717	2,180	2,962
2	20	371	942	1,333
3	18	310	1,362	1,690
4	14	341	1,599	1,954
5	7	151	367	525
6	12	113	551	676
計	136	2,003	7,001	9,140

■療育手帳所持者数

R5.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
重度(A)	167	582	143	892
中・軽度(B)	264	1,129	158	1,551
計	431	1,711	301	2,443

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

R5.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	1	67	76	144
2	61	1,656	343	2,060
3	2	201	27	230
計	64	1,924	446	2,434

■自立支援医療(精神)受給者数

R5.3.31現在 (人)

受給者数	4,191
------	-------

■障害サービス別利用者数

(延利用人数)

サービス区分	R4年度
居宅介護	2,701
重度訪問介護	65
同行援護	456
行動援護	81
短期入所	1,582
施設入所支援	3,629
生活介護	7,025
療養介護	913
自立訓練(機能訓練)	74
自立訓練(生活訓練)	311
宿泊型自立訓練	229
就労移行支援	724
就労継続支援A型	1,203
就労継続支援B型	8,547
共同生活援助	3,643
就労定着支援	661
計	31,844

■計画相談支援・障害児相談支援等

R5.3.31現在

※委託相談はR4年度年間実績

相談支援事業所別 (件)

事業所	計画相談	障害児相談	委託相談
ふかさわ	464	31	1,924
あさひ	502	33	2,366
越路ハイム	164	-	1,366
サンスマイル	-	-	1,568
さんわ	190	11	-
とちお	111	10	485
長岡療育園	194	187	-
クオリード	45	-	-
ピュアはーと	24	48	-
柿が丘学園	-	67	-
銀河	21	85	-
あすなろ	12	124	-
ふあーれ	53	-	-
わしま	18	-	-
すまいる	0	1	-
市外事業所	166	2	-
計	1,798	599	7,709

※障害サービス利用者でケアプラン対象者は除く。

■成年後見制度

(件)

区分	R4年度
市長申立	1
報酬等助成	38

■障害者虐待(R5.4.21現在)

1 通報件数 (実件数)

	R4年度
通報件数	43
虐待と認められた数	13

2 虐待として関わった
ケースの内訳

①虐待の種類(複数回答)

	R4年度
身体的虐待	12
性的虐待	0
心理的虐待	2
放棄・放置	0
経済的虐待	1
合計	15

②障害種別(複数回答)

	R4年度
身体障害	3
知的障害	6
精神障害	4
その他の障害	0
不明	0
合計	13

③虐待者別(複数回答)

	R4年度
養護者	13
施設従事者	0
使用者	0
合計	13

令和4年度 障害者基幹相談支援センターの相談対応実績

1 相談件数

相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
R3年度	R4年度	増減	R3年度	R4年度	増減
119人	158人	39人	2,238回	1,965回	△273回

2 相談対象者の年齢階層別内訳

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R3年度	R4年度	増減	R3年度	R4年度	増減
就学前	0人	0人	0人	69回	0回	△69回
小学生	2人	4人	2人	13回	18回	5回
中学生	2人	2人	0人	30回	4回	△26回
高校生等	7人	9人	2人	41回	32回	△9回
19才～64才	104人	129人	25人	2,055回	1,884回	△171回
65才～	4人	12人	8人	30回	18回	△12回
不明	0人	2人	2人	0回	9回	9回

3 相談対象者の地域別内訳

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R3年度	R4年度	増減	R3年度	R4年度	増減
旧長岡	98人	109人	11人	2,045回	1,781回	△264回
中之島	0人	5人	5人	91回	20回	△71回
越路	4人	4人	0人	27回	55回	28回
三島	1人	2人	1人	3回	16回	13回
山古志	0人	0人	0人	0回	0回	0回
小国	0人	2人	2人	2回	3回	1回
和島	1人	3人	2人	6回	3回	△3回
寺泊	3人	2人	△1人	7回	8回	1回
栃尾	2人	5人	3人	6回	7回	1回
与板	3人	3人	0人	5回	15回	10回
川口	1人	1人	0人	2回	6回	4回
市外	6人	14人	8人	44回	40回	△4回
不明・不定	0人	8人	8人	0回	11回	11回

4 相談対象者の障害種別内訳（主たる障害）

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R 3年度	R 4年度	増 減	R 3年度	R 4年度	増 減
身体障害	9人	19人	10人	125回	268回	143回
知的障害	29人	40人	11人	824回	477回	△347回
精神障害	66人	63人	△3人	1,175回	922回	△253回
発達障害	8人	11人	3人	43回	156回	113回
高次脳機能障害	0人	0人	0人	0回	0回	0回
難病	1人	1人	0人	17回	14回	△3回
その他（不明等）	6人	24人	18人	54回	128回	74回

5 相談の相手方別内訳

	相談延べ回数（継続者含む）		
	R 3年度	R 4年度	増 減
警察	327回	118回	△209回
県・市町村・保健所	569回	348回	△221回
相談支援事業所	625回	405回	△220回
本人・家族等	174回	603回	429回
医療・介護機関	140回	148回	8回
サービス提供事業所	110回	148回	38回
学校・児童相談所	14回	19回	5回
その他	279回	176回	△103回

6 対応方法

	対応方法（延べ）		
	R 3年度	R 4年度	増 減
電話	993回	1,304回	311回
訪問	226回	240回	14回
来所	625回	279回	△346回
ケア会議	190回	84回	△106回
その他	204回	58回	△146回

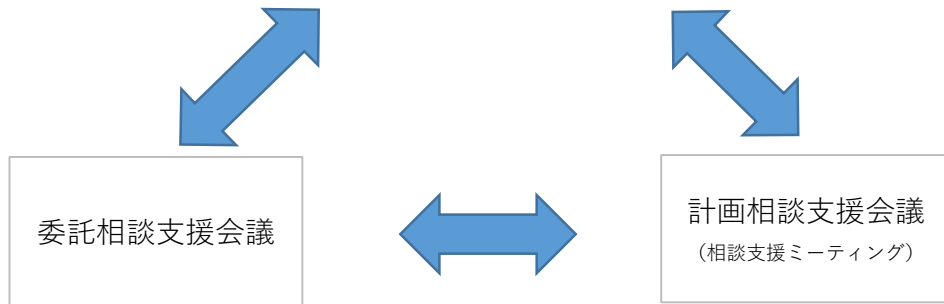
7 主な相談内容（重複あり）

	項目割合	
	R 3年度	R 4年度
支援体制（技術相談）	9.8%	19.0%
権利擁護に関する支援	12.9%	16.4%
家族関係・人間関係に関する支援	14.2%	11.3%
健康・医療に関する支援	13.9%	10.1%
福祉サービスの利用等に関する支援	10.5%	9.9%

OR 5年度からの相談体制部会等の在り方について（イメージ）

相談体制部会

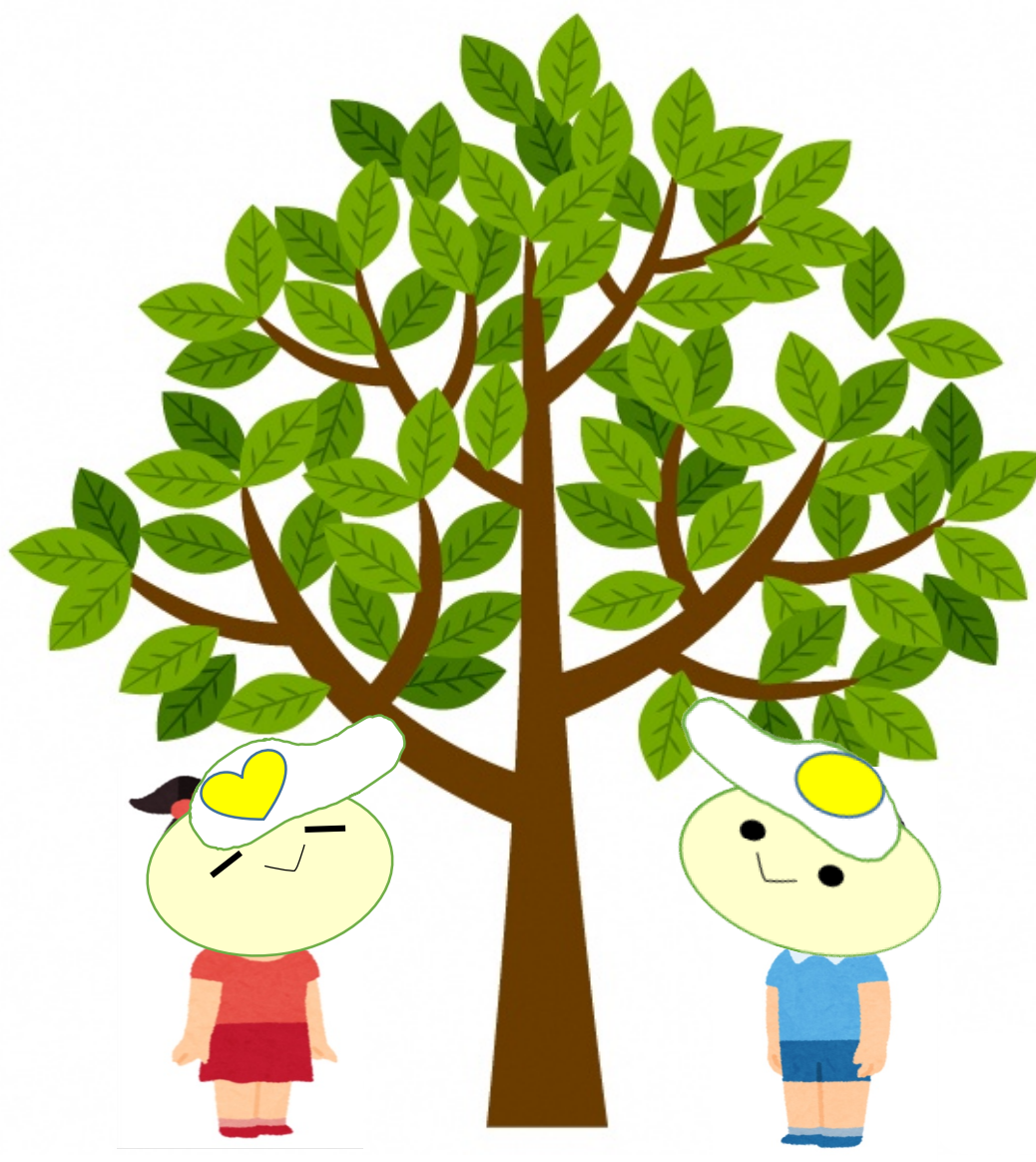
- ・ 3層の相談体制について、各支援会議の報告を受け、各層が円滑に連携できるよう調整
- ・ 第3層（基幹センターの機能）については、当部会で報告を行う
- ・ 相談体制部会は2つの会議の上位会議体とし、3層を俯瞰する立場である
- ・ そのため、出席委員は委託相談の管理者、計画相談の管理者（あるいは各法人の責任のある方）、県、子家センター、福祉課とする（オブザーバーで高齢、困窮等の部署へも参加依頼することを想定）



- ・ 従前の委託の連絡会議の機能に委託相談の在り方検討機能を持たせる
 - ・ 2か月に1度の開催
 - ・ 参加メンバーは委託相談支援事業所職員
 - ・ 個別のケースの検討
 - ・ 委託仕様書に基づいて実施、確認
 - ・ 地域づくりの取り組みについて情報共有
- ・ これまでの相談支援部会と相談支援ミーティングの機能を持たせる
 - ・ 計画相談の課題について話し合う支援会議と、支援状況や個別ケースを話し合うミーティングを交互に毎月行う
 - ・ 支援会議は通年参加できるメンバーが参加するが、ミーティングは市内相談支援事業所の全職員を対象とし、メンバーを固定しない。

2つの会議での決定項目、方針等は、相談体制部会に報告し、助言を受ける

長岡市障害者自立支援協議会 運営の手引き



令和5年4月

長岡市福祉課 障害者基幹相談支援センター

はじめに

長岡市では、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』の規定に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、長岡市の状況に応じた障害福祉のシステムづくりなどについて協議する場として、長岡市障害者自立支援協議会を設置しています。

協議会は、単にどこかに対して要求し、それをどこかだけが受け止めるというのではなく、地域の関係者が同じテーブルで一緒に考え、動いていくことが設立の目的です。具体的には、当事者やその家族への相談支援など、日頃から支援している人たちが直面している地域課題を協議会として取り上げ、関係者がそれぞれの立場で知恵を出し合うことが重要です。また、関係者がどのような活動をしているのか、どのような社会資源を持っているのかなど、情報を共有することも大切な機能です。

この手引きは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

1 全体会

障害のある人が地域で生活していく上で、地域の関係者のネットワークにより情報の共有や協働をすることは非常に重要です。全体会は、地域の障害者団体や関係機関などにより構成し、運営会議で議論された方向性などを確認するほか、障害者等への支援体制に関する情報・課題を共有していくことを目的として開催します。

○ 役割

- ・ 関係者による委員で構成
- ・ 運営会議で議論された方向性などを確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題を各所属内で共有

○ 構成員

- ・ 障害当事者
- ・ 障害当事者の家族（家族会）
- ・ 商工会議所
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 公共職業安定所
- ・ 特別支援学校
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設（入所施設）
- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域振興局健康福祉環境部（地域福祉課・地域保健課）
- ・ 児童相談所 など

※ 原則として、各機関等の中で情報を共有でき、現場の状況も把握している責任者が参画する。

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター、福祉課

○ 会議の開催

年3回程度

2 運営会議

協議会全体の調整と運営管理を行う場、つまり協議会の核となる会議です。専門部会や関係機関の会議、長岡市などから提案される地域課題を広い視点で協議し、どのように取り扱うのかを決定するほか、部会設置の協議と提案、ワーキング移行又は設置の判断、検討状況の進捗管理を行います。全ての地域課題を一挙に検討することは困難であるため、部会等から優先して解決に取り組むべき課題として提起される地域課題を把握し、解決に向けた方向性や取組等を決定します。

また、協議会全体のあり方を常に検討し、運営体制を改善していくことも重要な役割です。

○ 役割

<地域課題の取扱いに関すること>

- ・ 専門部会や関係機関の会議などから提案される地域課題や、福祉課等が把握した課題などを広い視点（鳥の目）で多角的に協議し、協議会としてどのように取り扱うのかを決定
- ・ 地域課題の解決に向けた方向性や取組等の決定
- ・ 提案された地域課題の解決に取り組む機関（ワーキング含む）の選定
- ・ 専門部会での検討事項等について調整
- ・ ワーキングへの移行又は設置の判断とワーキングメンバーの選定
- ・ 専門部会、ワーキング等の達成目標と終了期限の設定
- ・ 課題検討、取組状況の進捗管理
- ・ 地域課題全体の管理及び課題解決（又は一旦の終結）、今後の取組の必要性等の判断

<協議会の運営に関すること>

- ・ 協議会全体の評価とあり方の検討、運営体制の改善

■ 役割を担う上での心得

- ・ 協議会の運営において中核を担うために選ばれたメンバーであることを常に意識すること。
- ・ 地域の前進、当事者の最善を最優先として考え、必要な取組を「できる・できない」で考えるのではなく、今より少しでも良くなるための方法を考えること。

○ 構成員

広い視点で地域課題を多角的に検討し、速やかに効果的な検討体制が組めるよう、地域の状況や関係者（ワーキングメンバーの候補など）を広く把握している者で構成します。

- ・ 協議会会長、副会長
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 専門部会代表（専門部会との連携を強化）
- ・ 子ども家庭センター
- ・ 委託相談支援事業所
- ・ 福祉課（課長、課長補佐、障害活動係長、障害支援係長）
- ・ その他、広い見識を持つと認められる者 など

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター

○ 事務局の役割

- ・ 課題の収集、管理
- ・ 専門部会の新規立ち上げの判断
- ・ ワーキングメンバー候補者の提示
- ・ ワーキングメンバーの依頼
- ・ 専門部会、ワーキング等との連絡調整
- ・ 運営会議の運営に係る庶務

○ 会議の開催

各部会の状況により、必要に応じて開催する（概ね年5回程度）

3 専門部会

障害者等の日々の困り感や課題を把握することは、協議会における課題検討の出発点です。専門部会ではこうした地域課題を抽出し、課題解決の対応策などを検討します。

(1) 専門部会の位置付けと体制について

障害者施策における普遍的な課題で、関係機関のネットワークにより特に継続して取り組んでいく必要のあるテーマについては専門部会を設置します。

【令和5年度からの体制について】

地域課題をより効果的に検討していくため、令和5年度は、下記のとおり設置することとします。

- ・ 相談体制部会
- ・ サービス受け皿検討部会
- ・ 就労部会
- ・ 地域づくり部会

また、上記部会に加え相談体制に係る「委託相談支援会議」、「計画相談支援会議」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」を加えた、4つの部会、2つの会議及び1つの協議の場で構成します。

なお、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」は、国の指針により、自立支援協議会の中に位置付け、他の専門部会と同様に全体会議にその活動を報告します。

協議会の体制は地域の状況や社会の変化に伴って柔軟に対応する必要がありますので、固定化するのではなく、状況等に見合ったものに随時見直すこととします。

○ 役割

- ・ 地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案
- ・ 運営会議と連携した上で取組の方向性を決定し、所管する分野の課題について検討するとともに、課題解決の対応策を提案
- ・ 部会員は必要に応じて啓発活動等を実施
- ・ 地域課題に対して、部会員個々、又は複数の部会員の連携により実施が可能な取組は、必要に応じて部会として活動
- ・ 部会が所管する分野の課題解決に取り組むワーキングについて、検討・取組状況の共有と進捗管理
- ・ 障害福祉計画策定過程における計画内容への提言

【相談体制部会】

- ・ 市内の相談支援体制全般における課題についての検討

【サービス受け皿検討部会】

- ・ 希望する福祉サービスが利用できる体制づくりの検討

【就労部会】

- ・ 就労及び就労定着に向けた検討

【地域づくり部会】

- ・ 地域生活支援拠点機能等についての検討

■ 課題を抽出する上での基本的な考え方

常に大きな課題だけを解決しようとする、取り組むべき具体的な対応策が複雑化し、課題解決の十分な効果が得られなかったり、課題解決までの検討が長期化して一向に成果につながらなかつたりする場合があります。

このような場合、大きな課題を作り出しているたくさんの小さな課題（原因）を掘り下げて抽出し、この小さな課題の解決を積み上げていきます。

現状より少しでも良い状況にできれば取組の成果であるという意識が必要です。

○ 構成員

相談体制部会	サービス受け皿検討部会
<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉法人・ 地域振興局・ 福祉課・ 子ども家庭センター・ 障害者基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none">・ 委託相談支援事業所・ 指定特定・一般相談支援事業所・ サービス提供事業所・ 福祉課・ 障害者基幹相談支援センター
就労部会	地域づくり部会
<ul style="list-style-type: none">・ 障害者就業・生活支援センター・ 公共職業安定所・ 就労移行支援事業所・ 就労継続支援事業所（A・B）・ 就労定着支援事業所・ 長岡市商工部（産業支援課等）・ 福祉課・ 障害者基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none">・ 委託相談支援事業所・ サービス提供事業所・ 福祉課・ 障害者基幹相談支援センター

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

長岡市及び市より委託を受けた相談支援事業所

(2) 専門部会とワーキングの関係について

- ・ 専門部会で検討する課題は長期的に継続して取り組んでいく必要があるものとし、早急に解決が必要な課題については、運営会議での調整を経てワーキングやその他の関係機関等で検討することとします。
- ・ 運営会議に提案した地域課題が、課題解決に向けてワーキングで取り組む必要があると判断された場合、その部会はワーキングに移行します。
- ・ ワーキングが活動している間は、原則、部会は開催せず、休止とします。ただし、必要により部会を開催することもできることとします。

4 その他の会議等

行政や関係機関等において実施される会議等を主催する事務局等と連携するなどして、その会議等を実施した中で見えてくる課題のうち、協議会で取り組むべきものが抽出できるような体制づくりを進めていきます。

具体的には、協議会の役割の周知とあわせ、課題等報告書を活用した課題の提出方法を周知し、関係機関や会議等が抱えている課題を把握していきます。

○ 連携を想定する会議等

- ・ 長岡市障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議
- ・ 施設長連絡会議
- ・ 障害者団体との意見交換会
- ・ 長岡市障害者施策推進協議会
- ・ 長岡市民生委員児童委員協議会
- ・ その他、関係機関等との連絡会議等

5 ワーキング

(1) ワーキングの位置付けと体制について

運営会議において協議会として取り組むこととした地域課題のうち、複数の関係機関が連携した協議が必要であり、個別的で早急に解決が必要な課題については、関係者によるワーキングが課題解決に向けて取り組んでいきます。

ワーキングのメンバーは、検討する内容に係る関係者のみで構成し、運営会議で設定された終了目標に向けてできる限りコンパクトな体制で進めていきます。

なお、ワーキングは個別の地域課題ごとに設置されるため、終了目標の達成をもってワーキングの取組も終了します。ワーキングの結果、運営会議において次の（別の）検討や取組が必要と判断された場合には、改めてワーキングの設置とメンバーの選定を行います。

○ 役割

- ・ 地域課題の解決に向けた具体的・専門的（虫の目）な検討を実施
- ・ 検討の状況・結果を運営会議に報告し、検討の方向性を確認
- ・ 取組結果のモニタリングと、今後の取組方針の検討を実施

○ 構成員

- ・ 検討する地域課題の分野に精通している者（市の実務担当者も含む）
- ※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

長岡市及び市より委託を受けた相談支援事業所

○ 会議の開催

運営会議で設定された終了目標を見据えて、ワーキングで決定

(2) ワーキングと専門部会の関係について

- ・ 部会から移行したワーキングでの取組が終了した後は、部会を再開します。
- ・ 再開した部会は、地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案していきます。

地域課題解決に向けた各会議の役割

地域課題の解決に向けて関係機関が適切に取組を行っていくためには、協議会の各会議が連動し、それぞれの役割を果たす必要があります。

また、運営会議を中心として、途切れなく円滑に取組を進められるよう調整していきます。

○ 各会議の主な役割

【全体会】

- ・ 運営会議で取り扱われている課題の状況についての確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題の共有

【運営会議】

- ・ 専門部会等から報告される地域課題の取扱について協議、決定
- ・ 専門部会、ワーキング等での取組状況の進捗管理

【専門部会】

- ・ 地域診断による地域課題の抽出と報告
- ・ 課題解決策の検討と提案

【ワーキング】

- ・ 課題解決に向けた具体的取組の協議
- ・ 具体的取組の実施

地域課題の取組管理・改善方法

地域課題の解決に向けて各会議等がひたすらに協議・取組だけを繰り返しては、取組の結果がどうなったのか、成果が出たのかがわかりません。そのため、P D C Aサイクル（Plan 計画、Do 実行、Check 振り返り、Adjust 調整）で取組管理を実施し、進捗管理だけでなく取組の振り返りも行うことで、取組の評価と改善を行います。P D C Aサイクルは、年間をサイクルの期間に分け、当該期間にそれぞれの活動を行います。（資料 No. 3）

ただし、年度途中から取り組み始めた課題や、年度内に完結しない取組もあります。これらの検討も継続して実施する必要があるため、必ずしも固定のサイクルに一致させるのではなく、運営会議と専門部会が連動し、個別の課題ごとの状況に合ったP D C Aサイクルで取組を実施します。

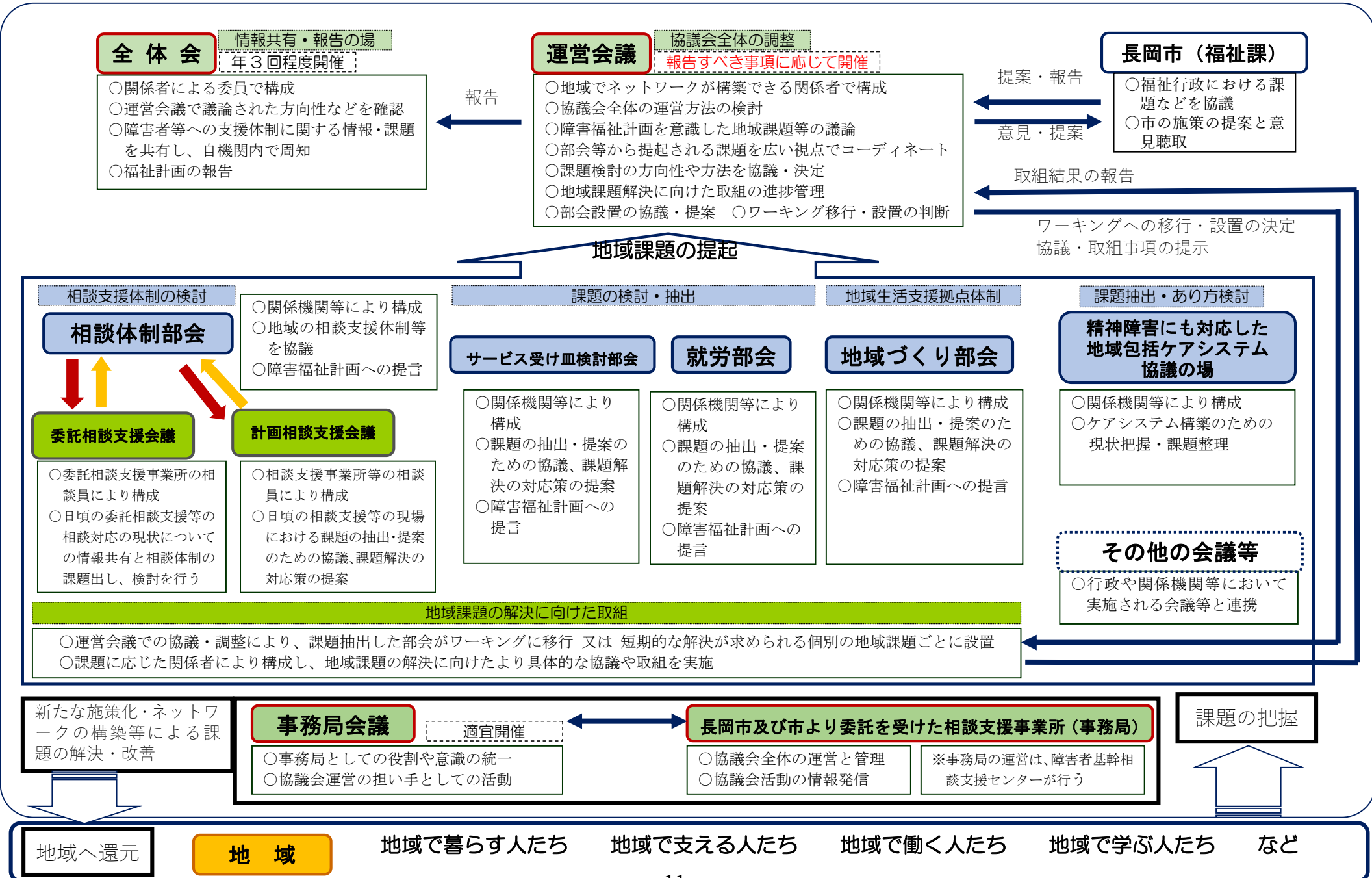
自立支援協議会が有する機能

自立支援協議会には、大きく分けて6つの機能があると考えられています。構成員がこの6つの機能をよく理解し、自立支援協議会をより良いものとするために共通認識と目標を持ち、地域の支援レベルを一つ一つステップアップしていくことが重要です。

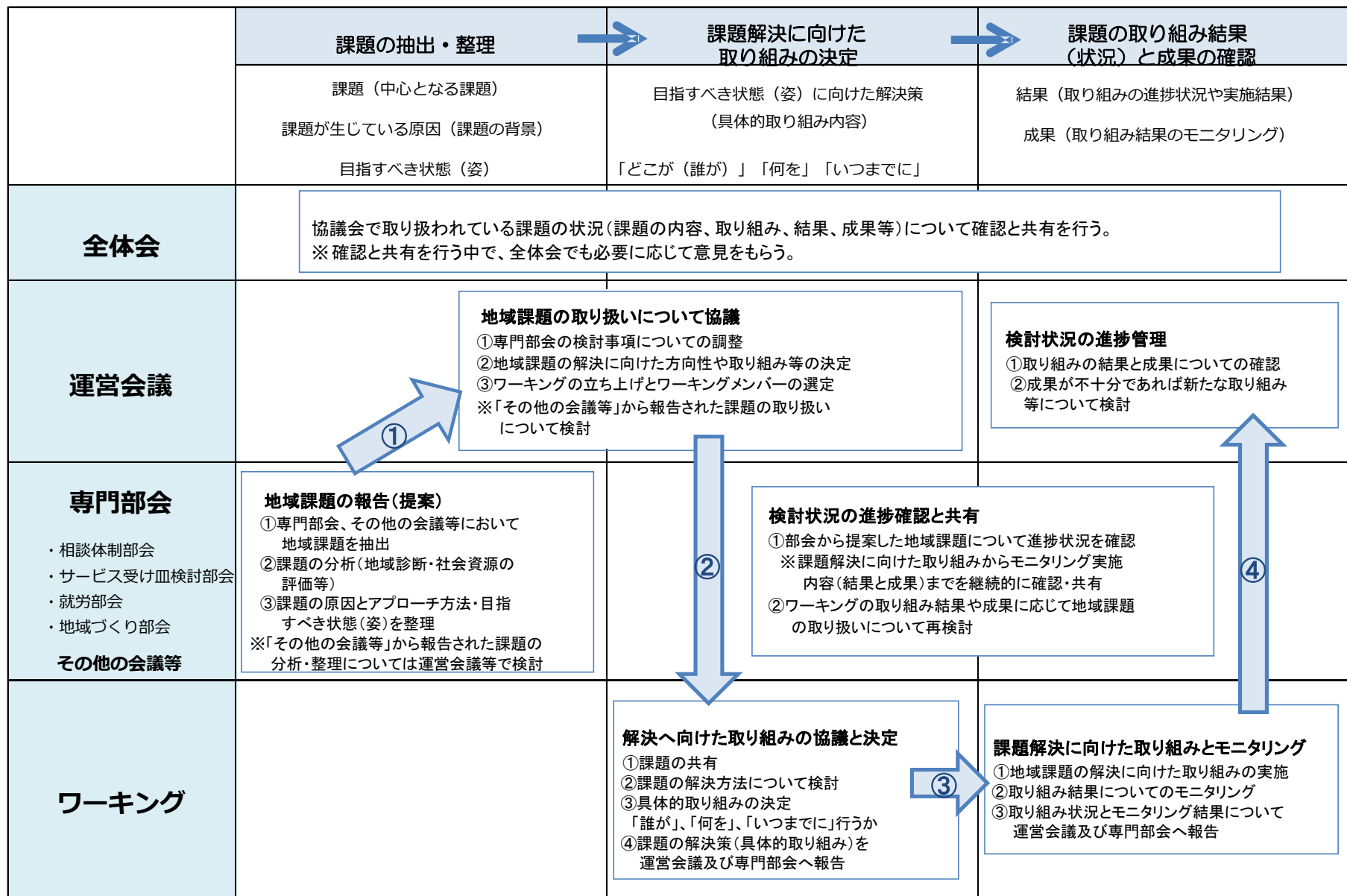
6つの機能は連動しているものもあり、必ずどれか一つの機能に当てはめるのではなく、一つの機能の取り組みが、複数の機能を有する場合もあります。一方で、各部会や地域課題の内容によっては、当てはまらない機能も出てくる点に留意が必要です。

評価機能	中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 市町村相談支援機能強化事業および都道府県相談支援体制整備事業の活用
情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整
開発機能	地域の社会資源の開発・改善
教育機能	構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みを展開する

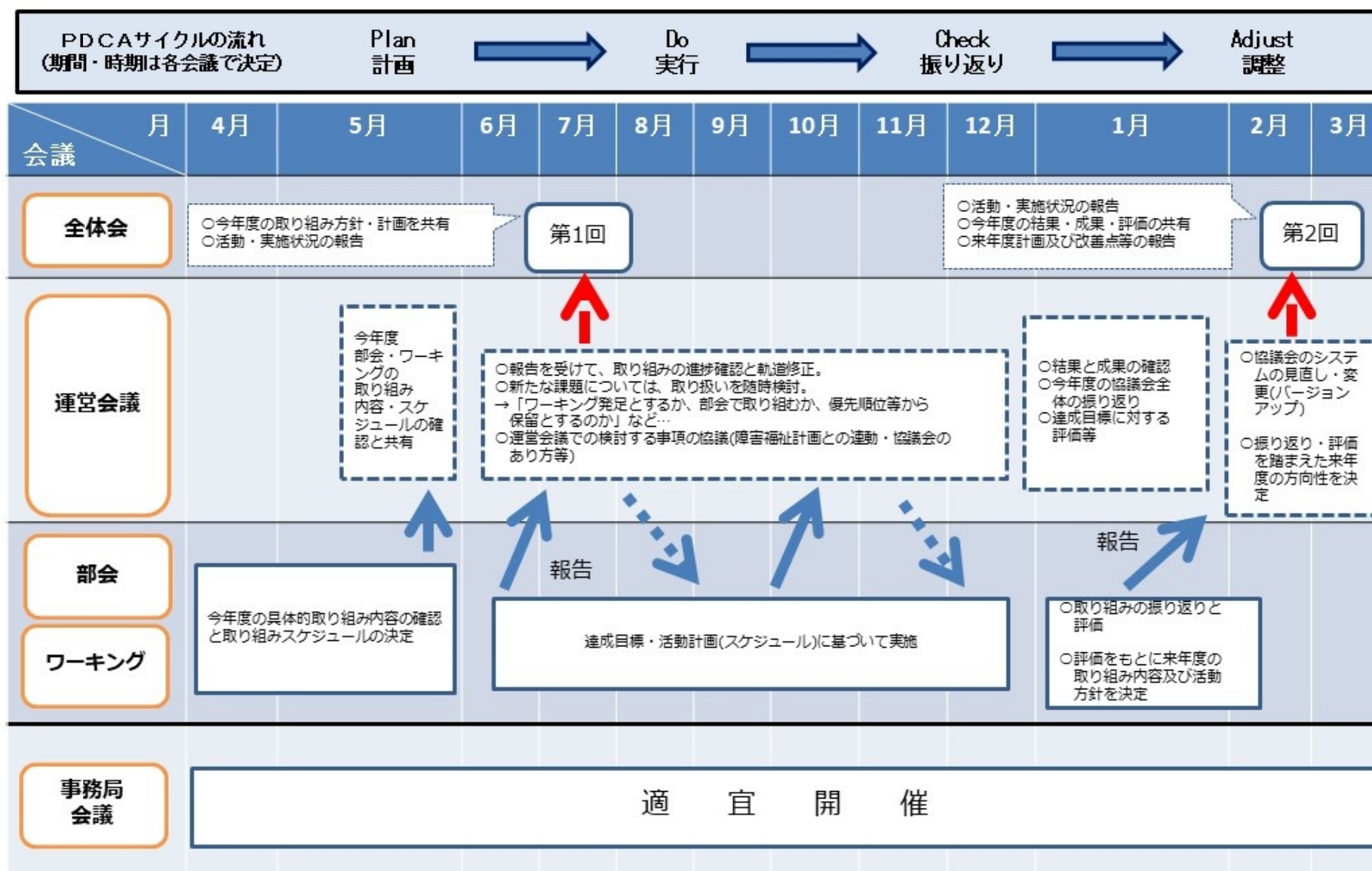
令和5年度 長岡市障害者自立支援協議会の構成



地域課題の取り組みの流れと各関係会議の役割



(参考) 協議会のPDCAサイクル



長岡市障害者自立支援協議会開催要領

(目的)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市が委託した相談支援事業の受託者の運営評価に関する事項
- (2) 相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
- (2) 保健・医療・教育・雇用関係機関担当者
- (3) 障害者及びその家族（障害者団体関係者を含む。）
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

第7条 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

KIMIOTO



長岡市障害者基幹相談支援センター通信 号外 (2023.7)



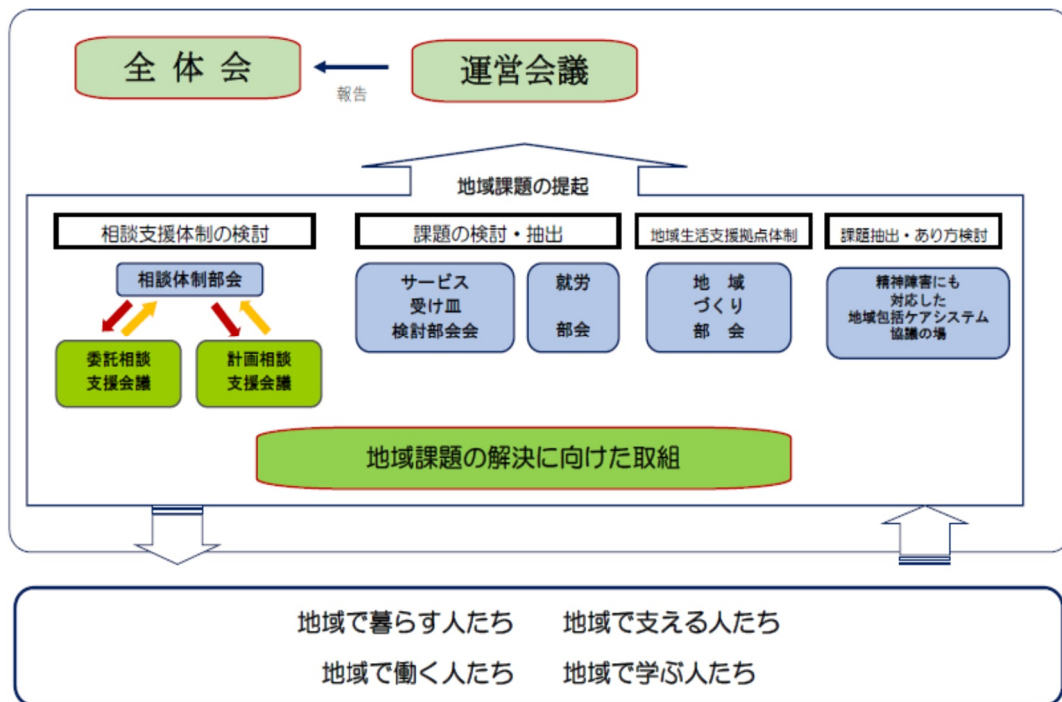
令和4年度、自立支援協議会の活動について報告します

◎自立支援協議会とは・・・

障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、関係機関が連携を図りながら、市内の障害福祉の在り方について協議を進める場です。

下図のとおり、4つの部会、1つの協議の場で構成された組織です。

令和5年度 長岡市障害者自立支援協議会の構成



※一部改変後の組織図です (令和5年7月現在)

◎各専門部会の取り組み状況 (令和4年度)

☆相談体制部会

【活動概要】

- ・第3層の機能を担う基幹相談支援センターの役割や機能について整理し、周知・普及活動を行った

【成果】

- ・基幹相談支援センター通信「KIMIOTO」を発刊した
- ・基幹相談支援センター業務改善計画書を作成した



機関誌 KIMIOTO は
2か月に1度発行
ぜひご一読を！

各支援機関を
毎回紹介してます



☆相談支援部会

【活動概要】

- ・計画相談の新規受入れ状況一覧表を作成し、事業所ごとの新規相談について、見える化を図った
- ・事業所ごとに業務の整理・効率化を図り、取組みについて部会内で共有した

【成果】

- ・相談支援事業所間の横の繋がりや連携が強化され、相互に協力し合う関係性ができた
- ・計画相談に繋がらず困ったという事態が発生しなかった

☆サービス受け皿検討部会

【活動概要】

強度行動障害のある方の生活介護利用促進に向けた下記の取り組みを行った

- ・強度行動障害への理解を深めるための支援者向け研修会
- ・生活介護の体験利用、環境整備等に対する補助事業

【成果】

- ・強度行動障害のある方が生活介護を利用できる日数、時間の増加に繋がった



研修会の様子

☆地域づくり部会

【活動概要】

- ・令和5年12月に運用開始する、地域生活支援拠点の実施に向けての検討を行った

【成果】

- ・相談支援事業所、短期入所事業所に対し説明会等を実施した
- ・要綱、要領、手引き等を作成し、関係事業所に配布した

☆就労部会

【活動概要】

- ・「就労移行支援事業所との情報交換会」、「就労関連機関との情報交換会」を実施し、互いの支援内容について共有した

【成果】

- ・有効な情報共有する場が不足していること、お互いの役割について理解を深める必要があるという今後の課題を確認できた



部会で視察させていただいた「スリージョブながおか」さん

☆精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場

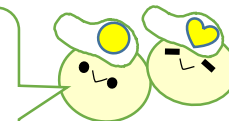
【活動概要】

- ・精神障害のある方もない方も、自分らしい生活を送ることができる地域づくりのための継続した協議を行う

【成果】

- ・精神科医療にアクセスしやすいよう、関係機関と課題共有を行い、当事者や家族の声を取り入れた相談窓口一覧表の素案を作成した

自立支援協議会の運営には、延べ166人の関係機関の職員等が携わっています。皆様、いつもご協力ありがとうございます。



長岡市自立支援協議会事務局（障害者基幹相談支援センター）

長岡市表町2丁目2番地21（社会福祉センター トモシア2F）

0258-39-2362 0258-86-0220 (FAX)

n-kikan-soudan@city.nagaoka.lg.jp

令和5年度 基幹相談支援センター年間活動計画（案）

令和5年7月13日現在

令和5年度 年間スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会	PDCAサイクルの流れ (期間は各会議で設定) Plan (計画) → Do (実行) → Check (振り返り) → Adjust (調整)												
	全体会				7月27日				11/15,16,17,21,22,24 AM			3/20AM,21AM,22PM,27AM	
	運営会議				7月13日			10月上旬					
	相談体制部会			6月20日									
	委託相談支援会議 偶数月第3金曜9:30~	4月21日		6月16日		8月18日			10月20日		12月15日		2月16日
	計画相談支援会議 奇数月第2火曜9:30~		5月9日		7月11日		9月12日			11月14日		1月9日	3月12日
	相談支援ミーティング 偶数月第2火曜9:30~			6月13日		8月8日			10月10日		12月12日		2月13日
	各層の合同情報交換会												
	就労部会												
	地域づくり部会												
サービス受け皿検討部会													
精神障害にも対応した 包括ケアシステム協議の場													
相談支援事業所のヒアリング				第1回 7月~8月 <small>※活動方針・活動計画の提示と事業所の実態把握</small>						第2回 1月~2月 <small>※基幹センターの取り組みについての確認</small>			
協働を伴う後方支援 (事業所個別支援)	相談支援事業所の要望に応じて実施												
相談支援専門員研修会	・今年度の研修内容及び方針等の確定				予定7/13、19、20、28PM 自立支援協議会について ※協議会研修会と合同開催				予定10/13PM、27PM 中堅向け			予定2/6PM、9PM	
気軽な勉強会 奇数月 第4火曜 13:30~		5月23日 相談員のキホンを学ぼう、振り返ろう		7月25日 ワールドカフェ		9月26日 関係機関と相談支援の交流会① (就業・生活支援センター)		11月28日			1月23日		
事例検討会 偶数月 第4火曜 13:30~	※事例の提供は輪番制 (基幹センターから依頼)ご協力をお願いします。			6月27日 柿が丘		8月22日 ふあーれ		10月24日 銀河		12月26日 とちお		2月27日 クオリード	
子ども版気軽な勉強会 ※子ども家庭センターと協働		5月30日											
障害者虐待防止センター	・障害者虐待に関する相談対応、発生時の緊急介入等 ・障害者虐待防止に関する啓発活動												

令和5年度 相談体制部会 活動方針

◇長岡市のビジョン・目指すべき姿

障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指す

◇長岡市における相談支援体制の目指すべき姿

障害分野だけでなく、高齢や児童、生活困窮等の他分野と連携しながら、断らない支援が提供できる相談支援体制をつくる

【これまでの経過】

平成 31 年 4 月に導入した委託相談の地区担当制をはじめ、市内の相談支援体制について協議する場として活動している。

令和 4 年度は、令和 3 年度に実施した障害者基幹相談支援センターの評価・検証を基に、障害者基幹相談支援センターの改善計画を策定した。併せて、長岡市の目指すべき相談支援体制構築に向けた協議を行った。

【今年度の方針】

○活動方針

相談支援の各層がそれぞれの立場を理解しながら、連携できる体制を強化する。

○具体的な取り組み

- 1 2つの会議から報告を受け、各層の現状や課題について共有する。
- 2 委託相談事業所の地区担当制の在り方を検討する。
- 3 各層の合同情報交換会を開催する
- 4 障害者基幹相談支援センターの改善計画について、進捗状況を確認する

参考 ※各層ごとの取り組み

第1層…計画相談支援会議

- ・令和4年度に作成したアクションプランの継続・検証
- ・相談支援に関する課題の検討
- ・相談支援事業所間の情報交換・意見交換

第2層…委託相談支援会議

- ・ケース対応、地域づくり、社会資源の共有
- ・地区割制、委託と計画の分離等に関する検討
- ・仕様書に基づく委託相談業務の点検、見直し
- ・相談支援事業所間の情報交換・意見交換

第3層…障害者基幹相談支援センター

- ・発信と繋がりを意識した取り組みの継続
- ・令和4年度に策定した改善計画の遂行
(進捗状況の確認と評価を、相談体制部会で実施)
- ・相談支援に関する情報交換・意見交換
- ・地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保

<長岡市における相談支援体制のビジョン・目指すべき姿>

障害分野だけでなく、高齢や児童、生活困窮等の他分野と連携しながら、断らない支援が提供できる相談支援体制をつくること。

○長岡市の目指す相談支援体制

長岡市は、地域に必要とされる相談支援を不足なく効果的に届けるため、“3層型(重層的)相談支援体制”をとります。



開催日	相談体制部会 取組・検討内容
<p>【第1回】 6月20日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の自立支援協議会と部会の取り組み方針について共通認識を持った。 ・具体的取り組み内容の確認 <ul style="list-style-type: none"> ①委託の地区担当制について <p>昨年度、委託相談支援事業所連絡会議であがった地区担当制に関する実績を確認した。委託相談支援会議と意見のやり取りなどを必要に応じて行い、年間を通して地区担当制の在り方を検討していくこととした。</p> ②合同情報交換会について <p>長岡市が目指す相談支援体制について、相互に意見交換・情報交換を行う場を設ける。対象者は相談体制部会の部会員、相談支援事業所等で、年1～2回程度実施予定とした。</p> ③障害者基幹相談支援センターの改善計画について <p>スケジュールにそって随時進捗状況を報告し、委員から意見をもらうこととした。</p> ・部会内で委託相談支援会議、計画相談支援会議の取り組み内容を相互に確認し合うこととした。
<p>今後の検討の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談事業所の地区担当制の在り方を検討していく ・取り組み方針に従って、進めていく
<p>運営会議への伝達事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記同様。

令和5年度 就労部会 活動方針

【これまでの経過】

- ・平成30年に、就労移行支援の再利用について検討し、一度就職した人の就労移行再利用が可能な仕組み作りを行った。令和元年度は就労移行支援再利用後の状況確認として、福祉課と合同で全就労系サービス提供事業所を対象にヒアリングを実施し、福祉課主催で「就労促進連絡会」を開催した。
- ・令和2年度は「就労定着支援」をテーマとし、実態把握と課題抽出を行った中で、就労定着に結び付く取組みを検討し、令和3年度「就労パスポート」の周知と活用促進を図るため、企業向けと当事者・支援者向けのチラシを作成し、就労パスポートの活用促進に繋げた。
- ・令和4年度は就労移行支援事業所のほかに、就労に関する関係機関の現状を確認するために関係機関を参集した情報交換会を実施し、現状把握と課題確認を行った。その中で、関係機関の横の繋がりが弱いことと、相互の役割の理解および連携を深める必要性があることが、課題として挙げられた。

【今年度の方針】

○活動方針

- ・障害者の就労促進に向け、障害者の就労に関する関係機関が、それぞれの役割を整理し理解した中で、相互に連携し合える関係づくりを構築する。

○具体的な取り組み

- ・障害者の就労に関する関係機関が、それぞれの役割・利用の仕方・メリット等について確認・整理し、相互の連携の仕方について共有する。
- ・昨年度予定していた普通高校・支援学校(高等部)を対象とした情報交換会を実施し、障害者の就労に関する関係機関等の情報共有を行う。

令和5年度 就労部会 検討状況報告書

令和5年7月7日 更新

部 会 員	事 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル 永井 事 障がい者支援センターあさひ 山崎 事 長岡市福祉課障害支援係 佐藤 障害活動係 東海林 事 長岡市産業立地・人材課 小林 事 長岡市障害者基幹相談支援センター 石井、平澤、泉 ※事は事務局
取組方針	障害者の就労促進に向け、障害者の就労に関する関係機関が、それぞれの役割を整理し理解した中で、相互に連携し合える関係づくりを構築する。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労に関する関係機関が、それぞれの役割・利用の仕方・メリット等について確認・整理し、相互の連携の仕方について共有する。 ・昨年度予定していた普通高校・支援学校(高等部)を対象とした情報交換会を実施し、障害者の就労に関する関係機関等の情報共有を行う。
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和5年5月9日 (事務局のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡市障害者自立支援協議会について確認。 ・昨年度の振り返りと今年度の活動方針、取り組みについて確認。 ・就労に関する関係機関の役割が把握出来るよう、以前活用していた関係機関情報共有シートの更新を進める。 ・関係機関情報共有シート作成後、関係機関情報交換会の実施に向けて開催方法を検討。
【第2回】 令和5年7月7日 (事務局のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関情報共有シートを更新。シート内容や活用方法を確認。まずは関係機関情報交換会で活用する。 ・関係機関情報交換会の詳細について意見交換を行う。関係機関、精神科病院、就労移行支援事業所へ参集依頼を行い、連携方法や繋がり方について検討しながら、それぞれの現状についても確認する。9/7AM 実施予定。
【第3回】 令和 年 月 日	
今後の検討の方向性	前年度の内容を引き継ぎ、関係機関情報交換会を実施する。案内文等の作成や話し合いたいテーマ等を募集する。
運営会議への伝達事項等	

令和5年度 地域づくり部会 活動方針

【これまでの経過】

長岡市における地域生活支援拠点等の整備については、平成29年度より検討を開始。『多機能拠点』と『面的整備』の併用整備型を目指し、数ある社会資源や地域に必要とされる機能について整備・充実・強化に向けた検討を進めている。

緊急時の受け入れについて、具体的なスタート時期を令和5年12月に設定し、まずは「相談」機能と「緊急時の受け入れ・対応」機能から始めることを決定、各相談事業所に意向調査を行い事業所及び登録希望者の集約等の準備を進めた。

【今年度の方針】

○活動方針

- ・「相談」及び「緊急時の受け入れ・対応」機能を令和5年12月にスタートさせるため必要な作業を進め、適正な運用が行えるよう随時検討協議する。
- ・拠点の他の機能を再確認し、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」以外の機能整備に向け意識づくりを行うとともに、認識の共有を図る。

○具体的な取り組み

- ・「緊急時受け入れ・対応」の利用登録予定者の調整会議を行う。
- ・登録予定者決定後、12月までの準備段階で生じる課題等を検討し、細かな運用を協議する。
- ・受け入れスタート後の運用等について、課題疑問等が生じた場合に検討協議するとともに、随時の登録予定者を調整する。
- ・H29年以降の拠点機能に係る活動において、他市町村の状況を確認するとともに長岡市の整備状況の再確認を行い、長岡市の機能整備の認識を共有する。
- ・他の機能の整備に向け何が課題であるかを見極め、次に取り組む機能整備について整理する。

**令和5年度 地域づくり部会
検討状況報告書**

令和5年7月6日更新

部 会 員	<p><input type="checkbox"/> 事 相談支援センターふかさわ(稲川)</p> <p><input type="checkbox"/> 事 障がい者支援センターあさひ(三上)</p> <p><input type="checkbox"/> 事 長岡市福祉課障害支援係(菰沢)</p> <p><input type="checkbox"/> 事 長岡市障害者基幹相談支援センター(柴野、上山、平澤、泉、平野、石井、大倉)</p> <p style="text-align: right;">※<input type="checkbox"/>は事務局</p>
取組方針	行政から、進捗状況等の報告を受けながら、地域生活支援拠点等の実施に向けて検討を進める。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・行政から、進捗状況等の報告を受けながら、地域生活支援拠点等の実施および施策の策定を進めていく。 ・部会としては事務局（委託相談支援事業所、福祉課障害支援係、基幹センター）が方向性や進捗確認を行い、検討状況に応じて必要なメンバー（サービス提供事業所、相談支援事業所）を参集し、具体的な内容を決めていく。
開催日	取組・検討内容
<p>【第1回】 5月23日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等における緊急時の受け入れ・対応のための登録調整会議を開き、申請のあがった18名の登録予定者を確認、17名を決定した。
<p>【第2回】 7月6日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過と今年度の活動方針を確認した。 ・他市における地域生活支援拠点等の整備状況を確認した。 ・地域生活支援拠点等における緊急時の受け入れ・対応のフロー図において、運用の実務的な部分・詳細を確認し、認識や今後の進め方の共有を図った。
<p>今後の検討の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の受け入れ・対応業務のフロー図にそって事業が進んでいくなかで取り上げるべき課題等の確認を行い、行政の検討状況に応じて部会で意見を諮っていく。 ・地域生活支援拠点等における他の機能の整備状況を確認し、行政の検討状況に応じて部会にて意見を諮っていく。
<p>運営会議への伝達事項等*</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記同様。

令和5年度 サービス受け皿検討部会 活動方針

【これまでの経過】

行動障害のある方が生活介護の利用を希望しても結びつかないという地域課題の解決に向け、令和3年度に部会を立ち上げた。実態把握を行い、効果的な解決策について意見出しを行った。

令和4年度では、行動障害のある方の受け入れが進むように、施設設備の環境整備や体験通所の受け入れを行った際に活用できる長岡市独自の補助金事業を創設した。また、スキルアップ研修を行い、市内事業所間の横の連携を作りながら、ご本人についてアセスメントを深め、適切な支援を行うことが大切という共通認識を持つことができた。

それらと並行して、既存の生活介護利用者が、基準該当施設等のより適切なサービスへ移行することで、生活介護の新規受け入れが進むと仮説を立て、実態把握のためのアンケートを実施した。その結果、多くの既存の生活介護利用者が適切なサービスとして生活介護を利用できていることがわかった。

【今年度の方針】

○活動方針

長岡市全体で、強度行動障害の有無や程度に問わず、ご本人やご家族が希望に応じて生活介護等の福祉サービスを利用できる体制を作っていく。

○具体的な取り組み

- ・ 行動障害の方を受け入れた際の費用助成

長岡市独自の補助金制度を継続する。その活用状況を確認していく。

- ・ 強度行動障害支援者研修・交流会（事例研究会）の実施

強度行動障害のある方がより良い支援を受けられるよう、研修会・交流会等を実施し、強度行動障害の基礎的知識や、本人理解を深め本人に合った支援を提供できる技法を、市内の支援者が学べるようにする。また、市内の支援者同士の交流、情報交換・意見交換の機会を作り、ネットワーク構築につなげていく。

**令和5年度 サービス受け皿検討部会
検討状況報告書**

令和5年7月4日更新

部 会 員	みのわの里 更生園 菊池園長 みのわの里 工房ますがた 関園長 事 障害者相談支援センターとちお(田代) 事 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル(矢澤) 事 長岡市福祉課障害支援係(小林、難波) 事 長岡市障害者基幹相談支援センター(上山、泉、大倉) ※事は事務局
取組方針	長岡市全体で、強度行動障害の有無や程度に問わず、ご本人やご家族が希望に応じて生活介護等の福祉サービスを利用できる体制を作っていく。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害の方を受け入れた際の費用助成 …長岡市独自の補助金制度を継続する。その活用状況を確認していく。 ・強度行動障害支援者研修・交流会（事例研究会）の実施 …強度行動障害のある方がより良い支援を受けられるよう、研修会・交流会等を実施し、強度行動障害の基礎的知識や、本人理解を深め本人に合った支援を提供できる技法を、市内の支援者が学べるようにする。また、市内の支援者同士の交流、情報交換・意見交換の機会を作り、ネットワーク構築につなげていく。
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和5年 6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の経過、今年度の活動方針を共有した。 ・強度行動障害支援者研修会…年2回（基礎編、実践編）実施する。尚、基礎編は支援者のニーズに合わせて、基礎的な理解と支援者間の情報交換ができる内容とする。 ・補助金事業の活用状況…R4年度1件あり。R5年度より要件を拡充。今後、整備の成果を取材し、研修の中で周知につなげる。 ・その他、強度行動障害のある方の受入促進に向け、意見交換を行う。
【第2回】 令和5年 7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者研修会について検討した。当日までの大まかスケジュールを確認した。基礎編は、交流や意見交換の時間に余裕を持たせた内容とする。また、実践編は、支援に困っている事例を取り上げ、講師からアドバイスもらいながら、受講者が支援方法を考える内容とする。講師は、県専門アドバイザー派遣事業、または、国立のぞみの園に依頼する。
今後の検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者研修会…9～10月に基礎編、12～1月に実践編の開催に向けて、部会内で役割分担をしながら準備を進めていく。 ・補助金事業の活用…整備の成果を取材し、研修の中で周知につなげる等、活用状況を長岡市全体で共有できるようにする。
運営会議への伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記同様

令和5年度 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの協議の場 活動方針

【これまでの経過】

令和3年3月より協議の場へ移行し、6つの構成要素(医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い・教育(普及啓発)、社会参加・就労、保健・予防)を軸に現状確認や課題の洗い出し、整理を実施してきた。当事者と家族会を委員に迎え、今までの検討内容をもとにまずは医療の課題に取り組んだ。

【今年度の方針】

○活動方針

目指すべき姿「継続的な医療の関わりにより、自分らしい生活をおくることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく。

○具体的な取り組み

昨年度の活動に引き続き、「精神科医療にアクセスするための相談窓口一覧表」を完成させ配布を行う。またその活動をとおして、地域医療とのつながりや顔の見える関係づくり等を行い、より一層わかりやすい「にも包括」を地域に発信していく。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場 検討状況報告書

令和5年6月1日更新

部 会 員	希望の会福祉会(ピアスタッフ) 大平様 希望の会福祉会(家族) 江口様 希望の会福祉会 森田様 田宮病院 菊入様 越路ハイム地域生活支援センター 中野様 相談支援事業所 クオリード 池内様 県立精神医療センター 高木様 長岡地域振興局 古川様 長岡市福祉保健部健康増進課 井口様 事長岡市福祉課障害活動係 佐藤、障害支援係 内山 事長岡市福祉課障害者基幹相談支援センター 柴野、上山、平野、大倉、関 ※事は事務局
取組方針	目指すべき姿「継続的な医療の関わりにより、自分らしい生活を送ることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度「準備会」を経て、令和3年3月から「協議の場」へ移行。 ・6つの構成要素（医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い・教育（普及啓発）、社会参加・就労、保健・予防）を軸に現状確認や課題の洗い出し、整理を実施してきた。令和3年度から、当事者と家族会を委員に迎え、今までの検討内容をもとに、まずは医療の課題に取り組んでいく。 ・令和4年度に引き続き、「精神科医療にアクセスするための相談窓口一覧表」を完成させ配布を行う。また、その活動を通して、地域医療とのつながりや顔の見える関係づくり等を行い、より一層わかりやすい「にも包括」を地域に発信していく。
開催日	取組・検討内容
【第13回】 令和5年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回の振り返りを行い、令和5年度の取り組みと方向性、年間のスケジュールを確認した。 ・長岡市医師会へ説明後、事務局と委員でチームに分かれ、市内精神科医療機関に出向くこととし、「にも包括」や「協議の場」について説明を行ったうえで、医療機関の聞き取りを行うこととした。 ・一覧表(案)について、各委員から意見をもらった。 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでA3版で作成していたが、字数が多く分かりにくかったため、緊急時と緊急時以外の連絡先のみ情報を絞ってわかりやすくした、A4版を作成した。委員から見比べてもらい、相談先がわかりやすいA4版を採用することとした。 ・今後、医療機関の情報が集まったら、新患受け入れ状況等を踏まえて、医療機関の記載順を見直す必要がある等の意見が出た。 ・相談窓口が明確な分、精神医療相談窓口で相談が集中しないか気がか

	<p>かりという意見が出たが、長岡市内の医療、保健、福祉の関係者で顔の見える関係作りを並行して行っていくことを確認した。</p> <p>《第 13 回終了後》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/6 長岡市医師会へ説明。市内精神科医療機関への説明、聞き取りについて了承を得た。 ・ 6～7 月 各グループに分かれ、事務局と委員で、市内精神科医療機関に出向いて、説明・聞き取りを実施。
<p>今後の検討の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回、医療機関の情報を持ち寄り、一覧表を修正する。
<p>運営会議への伝達事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。

第 7 期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画及び 第 3 期障害児福祉計画の策定について

1 計画の概要

令和 3 年 3 月に策定した「第 6 期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第 2 期障害児福祉計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）を見直す。長岡市地域福祉計画を上位計画として位置づけ、長岡市総合計画、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市子育て・育ち“あい”プラン等の各計画と調和するよう、令和 5 年度中に次期計画（令和 6 年度～令和 8 年度）を策定する。

2 策定の方法

第 6 期計画同様に、「市町村障害者計画」及び「市町村障害福祉計画」並びに「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する。

3 次期計画の性格等

種類	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
名称	長岡市障害者基本計画	長岡市障害福祉計画	長岡市障害児福祉計画
根拠	障害者基本法 (平成 19 年 4 月から計画策定義務化)	障害者総合支援法 (平成 25 年 4 月一部施行・平成 26 年 4 月完全施行、平成 19 年 4 月から計画策定義務化)	児童福祉法 (平成 30 年 4 月から計画策定義務化)
期間	令和 6～8 年度	令和 6～8 年度	令和 6～8 年度
内容	障害者のための施策に関する基本的な計画	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保 ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

4 策定スケジュール（予定）

日程	会議等	議題
令和 5 年 6 月 12 日	第 1 回障害者施策推進協議会	現計画進捗管理(R4 実績)、次期計画策定概要
9 月上旬	第 2 回障害者施策推進協議会	次期計画総論案・数値目標案
12 月上旬	第 3 回障害者施策推進協議会	次期計画中間案・パブリックコメント概要
12 月上旬	(計画素案完成)	
1 月上旬	(パブリックコメント実施)	
3 月上旬	第 4 回障害者施策推進協議会	次期計画パブリックコメント結果・最終案
3 月下旬	(計画策定 ※議会報告)	

～長岡市障害福祉計画・障害児福祉計画～
長岡市障害者自立支援協議会への意見聴取について（案）

1 現計画の構成

第 6 期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画
第 2 期障害児福祉計画

<p>■障害者基本計画（P 1～P 68） ⇒障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない（障害者基本法）</p>	<p>■障害福祉計画（P 69～P 123） ⇒障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない ⇒<u>障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない</u> (障害者総合支援法・児童福祉法)</p>	<p>■障害児福祉計画（P 124～P 133） ⇒障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない ⇒<u>障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない</u> (障害者総合支援法・児童福祉法)</p>
---	--	--

【主な構成】

- ・令和 5 年度における目標値
- ・サービスごとの必要量の見込み、見込量確保のための方策
- ・地域生活支援事業実施に関する事項

【主な構成】

- ・令和 5 年度における目標値
- ・サービスごとの必要量の見込み、見込量確保のための方策

2 長岡市障害者自立支援協議会における第 7 期計画等の検討内容

- ・ 第 7 期計画等については、第 6 期計画等と同様に各計画を一体として策定（1 冊に編集）
- ・ 障害者自立支援協議会においては、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」について検討
※各計画とも、最終的には長岡市障害者施策推進協議会に諮ったうえで決定

3 長岡市障害者自立支援協議会における意見照会先

照会先	項目	照会内容
(運営会議)	目標の設定	①施設入所者の地域生活への移行 ^{継続} ②障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ^{継続} ③障害児支援の提供体制の整備等 ^{継続}
	サービス量の見込み等	④障害福祉サービスの課題整理・見込量設定 ^{継続} ⑤障害児福祉サービスの課題整理・見込量設定 ^{継続}
	地域生活支援事業	⑥地域生活支援事業の課題整理・見込量設定 ^{継続}
(地域づくり部会)	目標の設定	⑦地域生活支援の充実 ^{継続}
	地域生活支援事業	⑧地域移行のための安心生活支援事業 ^{継続}
(就労部会)	目標の設定	⑨福祉施設から一般就労への移行等 ^{継続}
(相談体制部会)	目標の設定	⑩相談支援体制の充実・強化等 ^{継続}
(サービス受皿検討部会)	目標の設定	⑪地域生活支援の充実 ^{継続}
(にも包括協議の場)	目標の設定	⑫地域包括ケアシステムの構築について ^{継続}

4 スケジュール

	福祉課（障害者施策推進協議会含む）	障害者自立支援協議会
6月	第1回障害者施策推進協議会 ※計画策定概要説明	
7月	素案作成 【福祉計画：8章・9章】	各事業・取り組みに関する課題整理
		● 運営会議 ⇒計画の協議方法を説明 ● 全体会 ⇒計画の協議方法を説明
8月		
		全体会委員、運営会議・専門部会・にも包括メンバー全員に意見照会【福祉計画：8章・9章】
9月	第2回障害者施策推進協議会 ※総論案及び数値目標案提示	
		● 9月下旬～10月下旬 運営会議等 ・素案の記述、数値目標等の市の考え方を説明（ポイントを絞って） ・市として意見を聴きたい部分について協議 ・協議会委員、メンバーの意見について協議
10月	県による圏域別ヒアリング対応	
11月		● 全体会 ⇒協議結果を報告
12月	第3回障害者施策推進協議会 ※自立支援協議会での検討結果を踏まえた素案提示	
1月	パブリックコメントへの対応	
3月	第4回障害者施策推進協議会 ※パブリックコメントを踏まえた最終案提示 (議会へ報告)	● 全体会 ⇒完成版の報告

